

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙3

※昨年度及び今年度(実地指導日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄: 都に届出を行っている

「請求」欄: 請求実績(加算に該当)がある (算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。)

地域移行支援

施設(事業所)名:

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
地域生活支援拠点等機能強化加算	500/月	次のイ又はロに適合する場合 イ 次の(1)から(4)までいずれにも該当する場合 (1)運営規程において、地域生活支援拠点等として位置付けられていることを記載している (2)指定自立生活援助事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援の事業と指定自立生活援助、指定地域定着支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運用している (3)当該事業所が、機能強化型基準に適合している(=計画相談支援(機能強化型(継続))サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している) (4)地域生活支援拠点と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で1人以上配置されている事業所として市町村が認めるものである ロ 次の(1)から(4)までいずれにも該当する場合 (1) イの(1)に同じ (2) 他の指定自立生活援助事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営している (3) (2)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所が、機能強化型基準に該当しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している (4) 地域生活支援拠点と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で1人以上配置され、かつ当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村が認めるものである ※配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人員の上限を1月当たり合計100回までとする。		
情報公表未公表減算	所定単位の5%を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告を行っていない場合		
業務継続計画未作成減算	所定単位の1%を減算	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。 ※ただし、令和7年3月31日までの間「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的な計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。		
虐待防止措置未実施減算	所定単位の1%を減算	次の基準を、満たしていない場合 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
ピアサポート体制加算	100/月	次の(1)から(3)の要件を満たす場合 (1)障害者ピアサポート研修修了者であって次の①及び②の者を、それぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること。 ①障がい者または障がい者であったと都道府県が認めるもの ②管理者又は指定地域移行支援従事者 (2)(1)の者により、当該事業所の従業員に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 (3)(1)の者を配置していることを公表していること。		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
初回加算		500／月	地域移行支援の利用を開始した場合(利用を開始した月について加算)		
集中支援加算		500／月	利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合 ※退院・退所月加算が算定される月を除く		
退院・退所月加算		2,700／月	利用者が精神科病院、障害者施設等から退院・退所する月(退院・退所日が月の初日の場合は前月)に、地域移行支援を行った場合。 ※利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うことが要件 ※退院・退所後に別の社会福祉施設等へ入所する場合は除く		
		500／月	入院期間が3月以上1年未満の場合、上記に加える		
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(Ⅰ) (初日～5日目)	500／日	障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、支援の日数に応じて算定 ※算定に当たっては、障害福祉サービス利用への課題、目標、体験期間及び留意事項を地域移行支援計画に位置付けること		
	(Ⅱ) (6日目～15日目)	250／日			
	地域生活拠点等の場合	(Ⅰ)(Ⅱ)に加えて 50／日			
体験宿泊加算	(Ⅰ)	300／日	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 ※算定に当たっては、単身生活へ向けた課題、目標、体験期間及び留意事項を地域移行支援計画に位置付けること ※算定は、体験宿泊加算(Ⅱ)と併せて15日を限度		
	(Ⅱ)	700／日	夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援(体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置、又は、一晩につき複数回以上の巡回を実施)を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 ※算定に当たっては、単身生活へ向けた課題、目標、体験期間及び留意事項を地域移行支援計画に位置付けること ※算定は、体験宿泊加算(Ⅰ)と併せて15日を限度		
	地域生活拠点等の場合	(Ⅰ)(Ⅱ)に加えて 50／日			
居住支援連携体制加算		35／月	次のいずれの要件を満たす場合 (1) 居住支援法人または居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨を公表していること。 (2) 月に1回以上、居住支援法人または居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。		
地域居住支援体制強化推進加算		500／回	地域相談支援事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保険・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合(1月に1回を限度として算定)		

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙3

※昨年度及び今年度(実地指導日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績(加算に該当)がある (算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。)

地域定着支援

施設(事業所)名:

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
地域生活支援拠点等機能強化加算	500/月	次のイ又はロに適合する場合 イ 次の(1)から(4)までいずれにも該当する場合 (1)運営規程において、地域生活支援拠点等として位置付けられていることを記載している (2)指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域定着支援の事業と指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運用している (3)当該事業所が、機能強化型基準に適合している(=計画相談支援(機能強化型(継続))サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している) (4)地域生活支援拠点と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で1人以上配置されている事業所として市町村が認めるものである ロ 次の(1)から(4)までいずれにも該当する場合 (1) イの(1)に同じ (2) 他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営している (3) (2)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所が、機能強化型基準に該当しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している (4) 地域生活支援拠点と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で1人以上配置され、かつ当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村が認めるものである ※配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人員の上限を1月当たり合計100回までとする。		
情報公表未公表減算	所定単位の5%を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告を行っていない場合		
業務継続計画未作成減算	所定単位の1%を減算	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。 ※ただし、令和7年3月31日までの間「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的な計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。		
虐待防止措置未実施減算	所定単位の1%を減算	次の基準を、満たしていない場合 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
ピアサポート体制加算	100/月	次の(1)から(3)の要件を満たす場合 (1)障害者ピアサポート研修修了者であって次の①及び②の者を、それぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること。 ①障がい者または障がい者であったと都道府県が認めるもの ②管理者又は指定地域定着支援従事者 (2)(1)の者により、当該事業所の従業員に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 (3)(1)の者を配置していることを公表していること。		

日常生活支援情報提供加算	100／回	あらかじめ利用者の同意を得て、精神障がい者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供した場合			
居住支援連携体制加算	35／月	次のいずれの要件を満たす場合 (1) 居住支援法人または居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨を公表していること。 (2) 月に1回以上、居住支援法人または居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。			
地域居住支援体制強化推進加算	500／回	地域相談支援事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保険・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合			